



全私保連ニュース

《平成30年度 9号 11月30日発行》

子ども・子育て会議 (第 40 回)の開催について

議題：「公定価格について」

日時：11月30日(金) 10:00~11:30 於：中央合同庁舎4号館 11階 共用第1特別会議室

【議事概要】

第40回子ども・子育て会議は、前回会議に引き続き、「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の見直し」について、内閣府から前回資料からの変更点を中心に資料説明が行われ、また合わせて「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況」についての平成30年度調査結果資料が文部科学省から説明されました。2号認定子ども(保育所等)の食材料費のうち副食費は、平成27年施行の子ども子育て支援新制度により、公定価格に保育料として含まれていましたが、来年10月の幼児教育・保育の無償化実施に時期を合わせて施設による実費徴収とする案について、これまでの会議で表明された意見を受け止めつつ、原案に沿って進められることとなりました。全私保連から長田朋久副会長(塚本秀一常務理事代理)が代理人として出席し、以下の通り意見を述べました。

【配布資料】

- | | |
|-----|---|
| 資料1 | 公定価格の対応の方向性について |
| 資料2 | 平成30年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査結果について |

【長田代理人発言要旨】

今回の幼児教育・保育の無償化ですが、重要な日本の少子化対策の一環として評価されるべきものと考えております。しかし、来年10月実施は、あまりにも準備期間が少なく、地方自治体、全国の保育園現場では混乱が予想されます。特に2号認定子どもの給食食料費の費用徴収を1号認定子どもとの公平を保つという理由で、公定価格から外す事が理解できません。

1号認定子どもは「学校教育法」に基づき1日4時間を基本として幼児教育を受ける子どもたちです。一方、2・3号認定子どもは「児童福祉法」に基づき「保育を必要とする」子どもたちで、短時間認定児で1日8時間、標準時間認定では1日11時間の保育が基本となり、さらに延長保育等で1日12時間や13時間の保育を受けている子どもたちです。したがって園で「生活」をしている子どもたちの食事は、子どもの人格形成の上でも重要な意味をもつものです。その食材料費は保育料の一部として保護者が負担していますが、金額は応能負担となっていて、さらに市町村が独自に保育料の減額を行っているところもあるなど、永年の積み重ねで複雑になっています。

保育所の0歳~2歳児(3号認定子ども)は給食費を含めた保育料が市町村で徴収され、3歳児クラスに進級すると給食費を園に支払うという、いびつな構造になってしまうことに違和感はぬぐいきれません。

子ども・子育て支援法施行前の子ども・子育て会議では、幼稚園と保育園の質の高い方に基準を合わせるという前提で取りまとめが行われていました。そうであるならば、日本の乳幼児期の重要な食育を国がきちんと担保する意味で、1号認定子どもの食材料費と2号認定子どもの主食

費を公定価格にきちんと位置づけ、1号から3号までのすべての乳幼児が、同等に食育を含めた給食が受けられ、保育料は保護者の所得に応じた応能負担とすることが質の高い幼児教育・保育を公平に国民に提供できるものと考えます。是非、質の高い幼児教育・保育が提供される制度の構築をお願い致します。

【各委員から出された意見の主な発言の概要】

- 食材料費の負担について、生活保護世帯への配慮に感謝する。低所得世帯への配慮についても同様にご配慮いただきたい。自治体や保護者への丁寧な説明をよろしくお願いしたい。子ども・子育て支援新制度に係る0.3兆円の財源確保も引き続き求めていきたい。
- 繰り返し述べてきたことであるが、実費徴収に当たっては保護者への十分な説明が必要である。多くの保護者は保育料に食材料費が含まれていたことを理解していない。説明会を催す、資料を配布するなど対応を願いたい。企業主導型保育について様々な報道がなされたところであるが、開設後の質確保には手厚いアフターフォローが必要である。
- 食材料費の取り扱いについて、今回の案に改めて反対する。公定価格は「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とされており、利用者負担額は公定価格から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」とされている。食材料費は事業費として公定価格に含まれているものであり、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用」の一部である。公定価格に含まれた理由・経緯を踏まえて、十分な整理と精査を行った上で判断されるべきである。また、仮に実費徴収となるのであれば、徴収の金額を施設側で自由に設定することは極端なケースが発生する危惧がある。対応を求めたい。
- 食材料費の取り扱いについては、子ども・子育て支援新制度施行時にも整理できていなかった。経緯に鑑みて、1～3号認定を一度すべて公費に取り入れた上で適切に判断すべきではないか。保護者に対してだけでなく、事業者や自治体に向けても丁寧な説明を行う必要がある。説明会等が開催されることと思われるが、説明会には事業者の参加も可能としていただきたい。未納対策や設定額の根拠についても説明が必要である。無償化の対象について、5年間の経過措置とは言え、指導監督基準に満たない認可外施設も対象となることには質の観点から危惧を覚える。行政からの対応を求める。
- 食材料費の取り扱いについて原案に賛成である。現場の混乱を避けるため、実施時期について4月開始にするなど配慮を願いたい。食育の観点からの保育士や栄養士の体制充実はありがたいことである。
- 子育て世帯の経済的負担について引き続きの配慮を願いたい。事業者の混乱がないように丁寧な説明を求める。

【内閣府】

- 金額の設定やアレルギー児等への対応など、挙げられた課題に対しては対応していきたい。保護者や事業者への周知についてはしっかりと取り組んでいく。年度途中で永年に亘るやり方が変わることに對する意見を重く受け止めている。

【無藤会長】

- これまでの意見を受け止めつつ、原案の方向に沿って進めていく。予算編成過程において必要な対応をしていく。

☆ 下記の内閣府サイトより資料入手及び動画の視聴ができます（配信までに日数を要する場合があります）。
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

* 全私保連ニュースのFAX配信を、メールのみの配信に希望される場合は、お手数ですがその旨を下記メールアドレスまでお知らせ下さい。FAX配信を停止しメール送信に切り替えます。 FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp